

体育施設利用者の皆様へ



新潟市の**体育施設**は
2020年4月1日から**敷地内禁煙**となります。

これに伴い、施設内の喫煙所は撤去し、
敷地内で喫煙できるスペースはなくなります。

望まない受動喫煙を防止するため、2018
年7月25日に健康増進法が改正され、多く
の人が利用する施設は原則敷地内禁煙又は
屋内禁煙が義務付けられました。

すでに、学校・病院・児童福祉施設・行
政機関の庁舎は、2019年7月1日から敷地
内禁煙となっていますが、**体育施設**におい
ても、同法の趣旨に沿って**2020年4月1日**
から**敷地内禁煙**とします。

新潟市文化スポーツ部スポーツ振興課

TEL 025-226-2591